

災害時における応急生活物資の供給等に関する
協定書

幕別町
株式会社 トライアルカンパニー

災害時における応急生活物資の供給等に関する協定書

幕別町（以下「甲」という。）と株式会社 トライアルカンパニー（以下「乙」という。）とは、幕別町に地震、風水雪害、その他の異常な自然現象若しくは大規模な火災その他の大規模な事故等により災害が発生し、又は発生する恐れがある場合（以下「災害時」という。）における応急生活物資（以下「物資」という。）の供給等に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、災害時に、甲と乙とが相互に協力して住民生活の早期安定を図るため、物資の供給等に関し必要な事項について定めるものとする。

（協力の要請）

第2条 災害時において甲が物資を必要とするときは、甲は乙に対して物資の供給及び配送について協力を要請することができる。

2 前項に規定する甲の要請は、乙宛てに災害時協力要請書（様式第1号）をもって行うこととする。ただし、緊急を要する場合は、口頭又は電話等をもって要請し、後日速やかに災害時協力要請書を提出するものとする。

（物資の配送）

第3条 乙は、前条の規定により甲から協力の要請を受けたときは、業務に支障をきたさない範囲で人員及び車両等を用いて物資の配送に努めるものとする。

（応急生活物資）

第4条 災害時に甲が乙に要請する物資は、乙が保有する食料品、日用品、薬用品その他乙が供給可能な物資とする。

（経費の負担）

第5条 乙の物資の供給及び配送に係る経費は、甲が負担するものとする。

2 前項に定める経費の算定は、物資の供給及び配送を終了した後、乙の作成した出荷確認書等に基づき、災害発生時直前における適正価格を基準として、甲乙協議して定めるものとする。

（経費の請求及び支払い）

第6条 前条に定める経費は、甲が指定する職員の確認を得た後、乙の作成した請求書により請求するものとする。

2 甲は、前項に定める請求を受けた場合は、速やかに、別途乙の指定する銀行口座に振り込む方法により支払うものとする。

（連絡責任者）

第7条 甲と乙は、本協定に係る連絡責任者を定め、連絡責任者報告書（様式第2号）をもって報告する。なお、連絡責任者に変更が生じた場合は、速やかに相手側に報告するものとする。

（有効期限）

第8条 この協定の有効期間は、協定締結の日から令和8年3月31日までとする。た

[illegible]

年 月 日

連絡責任者届

様

災害時における応急生活物資の供給等に関する協定第7条の規定に基づき、連絡責任者を次のとおり定めましたので通知します。

記

1 平日の連絡先

担 当 者	
所 在 地	
電 話	
F A X	
メールアドレス	

2 夜間・休日の連絡先

担 当 者	
所 在 地	
電 話	
F A X	
メールアドレス	

3 勤務時間及び休日

勤務時間：

休 日：

